

電子申請サービスが新しくなります

町では、インターネットを利用したオンラインでの電子申請を受け付けていますが、令和5年4月1日から電子申請サービスをリニューアルしました。

国が運営する「ぴったりサービス」と町が利用する「電子申請システム」を組み合わせることにより、子育て、介護、防災、水道等の申請手続きをインターネットから行うことが可能になりました。

■ぴったりサービス対象手続き一覧

子育て関係
児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求
児童手当等の額の改定の請求及び届出
児童手当等の氏名変更/住所変更等の届出
児童手当等の受給事由消滅の届出
未支払の児童手当等の請求
児童手当等に係る寄附の届出
児童手当に係る寄附変更等の届出
受給資格者の届出による学校給食費等の徴収等の届出
受給資格者の届出による学校給食費等の徴収等の変更等の届出
児童手当等の現況届
児童手当等の支給認定の申請
教育・保育給付認定兼保育施設等の利用申込
保育施設等の現況届
児童扶養手当の現況届の事前送信
妊娠の届出

介護関係
要介護・要支援認定の申請
要介護・要支援更新認定の申請
要介護・要支援状態区分変更認定の申請
居宅（介護予防）サービス計画作成（変更）依頼の届出
介護保険負担割合証の再交付申請
被保険者証の再交付申請
高額介護（予防）サービス費の支給申請
介護保険負担限度額認定申請
居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請
居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請
住所移転後の要介護・要支援認定申請

被災者支援関係
り災証明書の発行申請

■町が利用する電子申請システム対象手続き一覧

上下水道
水道開栓申請
水道閉栓申請

後援・共催
後援・共催申請（町長部局）
後援・共催申請（教育委員会）

※入力を行う前に、各手続き画面の説明をご確認のうえ申請を行ってください。

※詳しくは、町ホームページをご確認いただくか、お問い合わせください。



◀「電子申請サービス」のページへ

問い合わせ 政策企画課DX推進班 ☎ 0820-74-1007

民生委員・児童委員の活動を ご存知ですか？

5月12日は民生委員・児童委員の日

大正6（1917）年5月

12日に民生委員制度の源と言われる「濟世顧問制度」が岡山県で誕生しました。このことにより、毎年5月12日を「民生委員・児童委員の日」とし、その日から1週間を「活動強化週間」と定めています。

民生委員・児童委員とは

民生委員法並びに児童福祉法により国（厚生労働大臣）から委嘱を受けています。

「住み慣れた地域で誰もが安心して心豊かに暮らしていけることができるまちづくり」のためにさまざまな活動や暮らしに関する困りごと等の相談を受けています。

定期的に会議や研修会を開催し、資質の向上に努めています。

主任児童委員とは

児童福祉法に基づき民生委員・児童委員の中から選出され、児童福祉に関する事項を

専門的に担当し、家庭・学校・児童相談所等の関係機関と連携を図りながら活動します。

民生委員・児童委員は地域住民の身近な相談相手です。委員一同が心をひとつにして、いつも住民の皆さまの心のよりどころとなり、安心して生活できる地域づくりを進めていきます。

周防大島町では、106人の民生委員・児童委員と8人の主任児童委員が活動しています。困りごと・相談ごとがある場合は、遠慮なくご相談ください。相談内容に応じて適切な関係機関による支援への「つなぎ役」になります。また、民生委員・児童委員には、公務員と同等の守秘義務が課せられていますので、安心してご相談ください。

■問い合わせ

福祉課 民生福祉班
☎ 0820 (77) 5505